

## 支部編成等規則の制定について

平成19年3月20日開催の理事会において、支部編成等規則が制定されました。なお、支部規則は平成19年3月31日で廃止になりました。

## 支部編成等規則

### (目的)

第1条 この規則は、徳島県行政書士会（以下「本会」という。）会則第59条第4項に基づき、主として支部の編成及び本会への推薦理事数の根拠を明らかにするために定めることを目的とする。

### (支部の名称及び編成区域)

第2条 各支部の名称及びその編成区域は、別紙のとおりとする。(推薦理事の割り当て)第3条 各支部の推薦理事の割り当ては、支部の個人会員30名につき1名とし、その倍数を超える数が15名以上となる場合には、1名を加算する。ただし、個人会員が30名に満たない支部にあっては、推薦理事1名を割り当てるものとする。

2前項の推薦理事の割り当ては、役員改選の行われる年の4月1日を以て行うものとする。

### (各支部規則の制定)

第4条 各支部の運営上必要な規則は、別紙の〇〇〇支部規則（見本）を参考に制定するものとする。

### (規則の改廃)

第5条 この規則の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附則この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項本文については、平成19年5月19日から適用する。

支部の名称及び編成区域表

支部の名称	編成区域
徳島中央支部	徳島町、徳島本町、新蔵町、中洲町、福島、安宅、沖洲、住吉、末広、金沢、大和町、城東町、寺島本町、内町、幸町、富田橋、仲之町、両国本町、新町橋、船場町、新町、鷹匠町、大工町、幟町、伊賀町、富田町、栄町、秋田町、大道、二軒屋町、城南町、八万町、上八万町、伊月町、城内、出来島本町、東出来島町、南出来島町、名東郡佐那河内村
徳島第3 ・小松島支部	万代町、昭和町、津田町、新浜町、論田町、大原町、沖浜町、大谷町、丈六町、渋野町、かちどき橋、勝占町、多家良町、山城町、大松町、西須賀町、小松島市全域、勝浦郡全域
徳島第4支部	前川町、吉野本町、上吉野町、東吉野町、中吉野町、助任本町、下助任町、助任橋、常三島町、南田宮、春日、川内町、応神町
徳島西部支部	佐古、矢三町、北田宮、不動町、島田町、蔵本町、加茂名町、名東町、庄町、鮎喰町、一宮町、国府町、入田町、名西郡全域
阿南支部	阿南市全域、海部郡全域、那賀郡那賀町
鳴門支部	鳴門市全域
板野支部	板野郡全域、阿波市土成町及び吉野町
阿波・吉野川支部	阿波市市場町及び阿波町、吉野川市全域
美馬支部	美馬市全域、美馬郡つるぎ町
三好支部	三好市全域、三好郡東みよし町

〇〇〇支部規則（見本）

（目的）

第1条 この支部は、所属する支部会員の業務の改善、会員相互の親睦、本会と支部会員の連絡調整を図るための事務、及び支部の目的達成のため必要な事業を行うことを目的とする。

（名称）

第2条 支部の名称は、徳島県行政書士会〇〇〇支部とする。

（支部会員）

第3条 支部の会員は、当該支部編成区域に事務所を有する個人会員及び法人会員とする。

（支部の事務所）

第4条 支部の事務所は、支部長の事務所に置く。

（支部の会員名簿）

第5条 支部会員の名簿については、本会の発行する会員名簿を以てこれに当てる。

（支部会費）…支部会費を徴収する場合。

規定する場合には、次条以下繰り下げ。第〇条個人会員である支部会員は、支部会費として金〇〇円を毎年4月末日までに納入する。

（支部の役員）第6条 支部に次の役員を置く。

支部長	1名
副支部長	〇名
会 計	1名
監 事	〇名

(支部役員を選任)

第7条 支部役員は、支部総会において支部の個人会員の中から選任する。

(支部役員の任期)

第8条 支部役員の任期は、就任後の第2回目の定時支部総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された支部役員の任期は、すでに選任されている他の役員の残任期間と同一とする。

(支部役員の退任)

第9条 支部役員は、会員の資格を喪失したとき又は支部総会において解任の決議があったときは退任する。

(支部役員の職務)

第10条 支部長は、支部を代表して支部の事務を行う。

2 副支部長は、支部長を補佐して支部の事務を行い、支部長に事故あるとき又は支部長が欠けたときは、あらかじめ支部役員会の定めるところにより、支部長の職務を代理し、又は代行する。

3 会計は、支部長の指示を受けて支部の入出金に関する事務を行う。

4 監事は、支部の資産及び会計を監査する。

5 監事は、支部の他の役員を兼ねることができない。

(支部総会と招集)

第11条 支部総会は、定時総会と臨時総会とする。

2 支部長は、毎年1回、本会の役員改選の行われる年に当たっては4月に、それ以外の年については6月までに、定時総会を招集しなければならない。

3 支部長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

(議決事項)

第12条 次に掲げる事項は、支部総会の決議を得なければならない。一 予算及び決算に関する事項二 支部規則の制定及び変更に関する事項三 支部役員を選任及び解任に関する事項四 本会への推薦理事の選任に関する事項五 その他支部運営に必要な事項

(決議)

第 13 条 支部総会の議事は、出席した個人会員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別決議)

第 14 条 支部総会において、次の事項を決議するときは、出席した個人会員の 3 分の 2 以上の同意を要する。一支部規則の制定及び変更に関する事項二支部役員~~の~~解任に関する事項

(議決権)

第 15 条 個人会員は、一個の議決権を有する。

2 支部総会に出席できない個人会員は、書面をもって出席する他の個人会員に委任して、その議決権を行使することができる。

(議長)

第 16 条 支部総会の議長は、支部総会で個人会員の中から選任する。

(議事録)

第 17 条 支部総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議事の経過要領及び結果を記載し、議長及び出席した個人会員〇名が署名押印しなければならない。

(支部役員会)

第 18 条 支部長は、支部の業務執行上必要があるときは、支部役員会を招集することができる。

(会計年度)

第 19 条 支部の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(経費の支弁)

第 20 条 支部の経費は、※支部会費、本会よりの支部交付金、寄付金、その他の収入をもって支弁する。※支部会費を徴収しない場合は、下線部を削除。

(会計帳簿の備え付け)

第 21 条 支部長は、支部の会計に関する帳簿を備え付け、常にその収入及び支出の状況を明らかにしておかなければならない。

(決算報告書)

第 22 条 支部長は、毎会計年度終了後 1 ヶ月以内に前年度の収入及び支出に関する決算報告書を監事に提出し、その監査を受け、次に開かれる支部総会に報告して、その承認を受けなければならない。

(支部役員の手当)

第 23 条 支部役員の間の手当は次のとおりとし、〇月にその額を支払うものとする。

支部長	〇〇円
副支部長	〇〇円
会 計	〇〇円
監 事	〇〇円

(会則の準用)

第 24 条 この支部規則に定めのないもので、支部の運営上必要な事項については、本会の会則を準用する。

附則

この支部規則は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。